

平成 3 0 年 2 月 1 6 日
(2018 年)

城陽市福祉保健部
子育て支援課

城陽市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み
及び確保方策等の中間見直しについて

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、市町村が策定することとされた「子ども・子育て支援事業計画」について、国の示した指針において、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて計画の見直しを行うこととされたため、本市が策定した「城陽市子ども・子育て支援事業計画」についても、必要な中間見直しを行いましたので、別紙内容のとおりご報告します。

1. 推計児童数の見直し

推計児童数については、計画策定の時点と比較して、児童数の減少が緩やかとなる傾向が見られましたことから、平成29年度の児童数実績を基準に、平成30年度及び平成31年度の推計児童数を見直しました。

		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		見込	実績	見込	見直し後	見込	見直し後
推計児童数	0～2歳	1,444人	1,585人	1,367人	1,556人	1,293人	1,525人
	3～5歳	1,755人	1,739人	1,677人	1,707人	1,566人	1,672人

2. 「幼児期の学校教育・保育」について

(1) 「幼児期の学校教育・保育」の量の見込みの見直し

幼児期の学校教育・保育の量の見込みの見直しについては、推計児童数に占める保育所等の申込者数の割合に基づき算出していることから、推計児童数の見直しに伴い以下のとおりとなりました。

なお、平成29年度の児童数については、年度当初の入園の実績値としています。

幼児期の学校教育・保育の量の見込み

			平成29年度		平成30年度		平成31年度	
			見込	実績	当初見込	見直し後	当初見込	見直し後
0歳	3号認定	保育園等	139人	69人	133人	101人	126人	111人
1～2歳			459人	538人	433人	549人	409人	599人
3～5歳	2号認定	幼稚園等	701人	930人	670人	954人	626人	852人
	1号認定		187人	0人	178人	0人	167人	0人
			753人	755人	720人	-	672人	-

1号認定…満3歳から小学校就学前までの学校教育のみの子ども

2号認定…満3歳から小学校就学前までの保育の必要性の認定を受けた子ども

3号認定…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども

(2) 「幼児期の学校教育・保育」の確保方策の見直し

見直した幼児期の学校教育・保育の量の見込みのうち、確保方策の見直しの必要性がある2号認定（幼稚園を除く）及び3号認定の児童数については、現状の保育所や昼間里親の定員をもとに以下のとおり見直しを行いました。

なお、平成29年度については、確保方策に対し実際の2号認定及び3号認定の児童数が上回りましたが、確保方策の柔軟な運用により不足状況を解消しております。

また、平成30年度以降についても、認定を受ける児童数の量の見込みが、現時点で想定している確保方策を上回る見通しですが、前年度に引き続き確保方策の柔軟な運用により不足状況を解消していきます。

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
2号認定、3号認定の児童数 (量の見込み)		1,537人	1,604人	1,562人
確保方策	見直し前	1,441人	1,441人	1,441人
	見直し後	1,441人	1,506人	1,506人

3. 「地域子ども・子育て支援事業」について

(1) 「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの見直し

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの見直しについては、当初の見込みと比較して現状と時点修正が必要なものや、推計児童数の推移に連動して乖離が大きいものを見直し、その内容は以下のとおりとしました。

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（抜粋）

	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後
①利用者支援事業	1か所	2か所	1か所	2か所	1か所	2か所
②時間外保育事業 (延長保育事業)	687人	1,102人	654人	1,082人	614人	1,060人

(2) 「地域子ども・子育て支援事業」の確保方策の見直し

本市で実施している当該事業のうち、確保方策を見直すものについては、量の見込みの見直しを行った下記の事業です。

① 利用者支援事業

計画策定の時点で、地域子育て支援センター1か所としていたところですが、平成29年10月に保健センター内に「子育て世代包括支援センター（すくすく親子サポートカウンター）」が設置されたことから、全2か所として確保方策も見直しました。

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業実施場所 (量の見込み)		2か所	2か所	2か所
確保方策	見直し前	1か所	1か所	1か所
	見直し後	2か所	2か所	2か所

② 時間外保育事業（延長保育事業）

保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う事業で、見込みの量が見直しにより上方に修正されますが、本市において時間外保育事業（延長保育事業）は全ての保育園で実施していることから、見直し後の量の見込みと同数を確保方策としました。

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業利用児童数 (量の見込み)		1,102人	1,082人	1,060人
確保方策	見直し前	687人	654人	614人
	見直し後	1,102人	1,082人	1,060人